事業番号

267

									ARIA	4	-	7· // H				•	
平成25年							年	<u>行政事業レビュー</u>			-シート (『			<u>享生労働省)</u>			
7	事業名		特定健康	康診査・保	健指導	に必要な経費		担当部	8局庁		保	険局		作	成責任	者	
	業開始 • (予定) 年度			平成	2 0 年度	E		担当	課室			正化対策推		室長			
会	計区分	一般会計								- 2 生活習慣病対策や長期 な医療費の適正化を図ること			.院の爿	き正等(により	中	
		国民健康保険法第72条の4及び第74条、健康保険法第154条の 高齢者の医療の確保に関する法律第20条及び第24条					条の2、							医療費適正化計画(高齢者			者
事業の目的 (目指す姿を簡 潔に。3行程度以 内)		は医療	費適正何	化計画を定	め、国民	律に基づき、中 の健康増進に関 健指導の実施な	関する	施策を推	進するこ	ととされている	5		生進するた	め、国	及び者	邓道府	県
(5行程度以内。 別添可)		を支援 〇特定 実施主	すること 健康診 体:保険	により生活 査・保健指導 者(全国健	習慣病 <i>0</i> 算負担(补 康保険!	律に基づき保険 D予防を推進し、 補助)金 協会、健康保険 I健康保険協会、	もって 組合、	国民の高 国民健康	齢期にお保険組合	おける医療に要 な、市町村)				を補助	し、円対	滑な実	∶施
美	施方法	口直接	実施	口委部	£•請負	■補助		■負担		 交付 □]貸付	· □そ	の他				
						22年度		23年度		24年度		25年	 度	2	26年度	要求	
			当	初予算		29,305		24,498		25,541		24,62	27		20,88	36	_
予算額 • 執行額 (単位:百万円)		予算	補」	正予算		△6,811		△2,482		△1,838							
		の状 況	繰起	越し等													
	位:百万円)		計			22,494		22,016		23,703		24,627		20,886			
		執行		額		21,864		21,481		23,150						_	
		執行率(%)				97,2%		97,6%		97,6%							
		成果排				5			単位	22年度		23年度	24年			標値	
1	目標及び成 果実績						成果実績		5,959,723	Ť	6,296,687 11月						
(ア	ウトカム)						少す	達成度	%	_	+	_		-		^{0 限}	
		活動指標							単位	22年度		23年度		4年度 25年度活動見		込	
	指標及び活 動実績						活動実績		43.2%		45.0% 11月						
	ウトプット)	平成29年度までの実施率の 特定健康診査導実施率 70				值		(当初見 込み)	%				提出其	別限			
										())	()	(7	'0%)
		活動指標							単位	22年度		23年度	24年	度	25年度	活動見	込
	指標及び活 動実績	4 0	o	- o = + =		ı 		活動実績		13.1%		15.9%	11月 提出其			_	
(アウトプット) 単位当たり コスト		平成29年度までの実施率の目標値 特定保健指導実施率 45%					() 到例兒	%	6		172		州政				
							込み)		() (() ()	(4	-5%)	
		(1,781円/人)					執行額 23,150百万円 特定健診 11,473,893人 保健指導 1,519,893人 執行額÷(特定健診+保健指導)=単位あたりコスト										
平成	費目		目 25年度当初予算		26年度要求		主な増減理由		増減理由								
	補助金			7,61	7	3,871	補	助対象を	見直した	こと等による削	減						
2 5	負	担金		17,0	10	17,015											
2		前以 でO実補 口 予の況 大予る 下特 平特 平特 医の 島支特施助 直 算状況 が備。 成定 成定 原が 静援定主率 接 一件 が構。 2.24															
6																	
年度予																	
算内																	
訳	行音 標実																
		計		24.62	27	20.886	1										

			事業所管部局による点	検						
		項目		評価	評価に関する説明					
	広く国民の	ニーズがあるか。国費を投入しなけれ	にば事業目的が達成できないのか。	0	国民の生活習慣病予防の観点から、国民のニーズがある。実施主体の保険者に対して国が責任をもって負担 (補助)する。					
国費投入	地方自治体	、、民間等に委ねることができない事業	業なのか。	0	健診事業の実施主体である保険者に対して、国が各法に基づき特定健診等に要する経費の負担(補助)を行う。					
o ا	明確な政策なっているが	目的(成果目標)の達成手段として位 か。	ī置付けられ、優先度の高い事業と	0	第二期医療費適正化計画における実施率等の目標値 を達成するために必要な事業である。					
	競争性が確	経保されているなど支出先の選定は妥	当か。	_	_					
	受益者との	負担関係は妥当であるか。		0	各法に基づき保険者に対する負担(補助)率を1/3負担(定額補助1/3相当)に設定している。					
事業の	単位当たり			0	各保険者と各健診機関との契約状況から健診に係る 用を算定している。					
の 効 率	資金の流れ	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		_	一 一					
性	費目•使途	が事業目的に即し真に必要なものに	限定されているか。	0	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、40歳以上75歳未満の被保険者等対する特定健康診査等に直接的に関わる費用に限定している。					
	不用率が大	きい場合、その理由は妥当か。(理日	自を右に記載)	_						
事		当たって他の手段・方法等が考えられ 低コストで実施できているか。	れる場合、それと比較してより効果	_	_					
業の有効		は見込みに見合ったものであるか。		Δ	活動実績は目標値を下回っているが、毎年向上している。					
	整備された	施設や成果物は十分に活用されてい	るか。	_	_					
_		いまである場合、他部局・他府省等と適り の具体的な内容を各事業の右に記載		0						
重複	事業番号	類似事業名	が 所管府省·部局名		一特定健康診査・保健指導負担(補助)金において、40					
排除	187	後期高齢者医療制度事業	厚生労働省保険局高齢者医療		──から75歳未満を対象とし、後期高齢者医療制度事業 おいて75歳以上を対象として実施している。					
	掲げており、当該経費については引き続き必要と考えている。 外部有識者の所見									
i検:	現状通り 現状通り 本	「事業の必要性や執行の観点からの	行政事業レビュー推進チーム 評価も概ね妥当であることから、引		率的な執行に努めるべき。					
	9	所	とを踏まえた改善点/概算要求に	おける反	映状況					
	+1	17/90								
	執 行 等 健診等の効果について検証を進めつつ、健診等の受診率向上に向け、引き続き効率的な財政支援を行う。 改 善善									
	i									
			備考							
			備考							
			備考 関連する過去のレビューシートの	の声樂が						

平成23年

288

平成24年

227

262

平成22年

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。 厚生労働省 保険者が実施する特定健康診査等に要す 予算:23, 150百万円 る経費の一部を補助し、円滑な実施を支援。 \downarrow 【負担·補助】 高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、40歳から74歳の加入者に対し特定健康診査等を実施。 A. 保険者 執行:23, 150百万円 \downarrow 【委託】 委託先(医療機関等) 特定健診等の実施 資金の流れ (資金の受け取り先が何を行っているかについ て補足する) (単位:百万 円)

		A.全国健康保険協会			E.			
	費 目	使 途	金額(百万円)	費目		金額(百万円)		
	外部	医療機関等 特定健診等の実施に係る委託料	2,543			(17313)		
		刊を促むする人間にかる文配行						
	計		2,543	計		0		
		B.			F.	•		
	費目	使 途	金額(百万円)	費目	使 途	金額(百万円)		
			(1173137			(17317)		
弗 口 .								
(「資金の流れ」に								
おいてブロックことに最大の金額								
費目・使途 (「資金の流れ」に おいてブロックご とに最大の金額 が支出されている 者について記載								
する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)								
分かるように記載)								
+X /	計		0	計		0		
		C.		G.				
	費目	使 途	金額(百万円)	費目	使 途	金額(百万円)		
	計		0	計		0		
		D.			H.			
	計	D. 使途	① 金額 (百万円)	計	H. 使 途	金 (百万円)		
				費目				

支出先上位10者リスト A.

Α.	支 出 先	業務概要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	全国健康保険協会	高齢者の医療の確保に関する法律に定められる医療保険者として、加入者に対する特定健康診査、特定保健指導を実施する。	2,543		
2	横浜市	高齢者の医療の確保に関する法律に定められる医療保険者として、加入者に対する特定健康診査、特定保健指導を実施する。	283		
3	名古屋市	高齢者の医療の確保に関する法律に定められる医療保険者として、加入者に対する特定健康診査、特定保健指導を実施する。	247		
4	大阪市	高齢者の医療の確保に関する法律に定められる医療保険者として、加入者に対する特定健康診査、特定保健指導を実施する。	208		
5	神戸市	高齢者の医療の確保に関する法律に定められる医療保険者として、加入者に対する特定健康診査、特定保健指導を実施する。	161		
6	エヌ・ティ・ティ健康保険組合	高齢者の医療の確保に関する法律に定められる医療保険者として、加入者に対する特定健康診査、特定保健指導を実施する。	152		
7	熊本市	高齢者の医療の確保に関する法律に定められる医療保険者として、加入者に対する特定健康診査、特定保健指導を実施する。	149		
8	仙台市	高齢者の医療の確保に関する法律に定められる医療保険者として、加入者に対する特定健康診査、特定保健指導を実施する。	143		
9	日立製作所健康保険組合	高齢者の医療の確保に関する法律に定められる医療保険者として、加入者に対する特定健康診査、特定保健指導を実施する。	119		
10	北九州市	高齢者の医療の確保に関する法律に定められる医療保険者として、加入者に対する特定健康診査、特定保健指導を実施する。	115		